

開 会

【岡田国土計画局総務課長】 それでは、ただいまから国土審議会第7回調査改革部会を開催させていただきます。私は国土計画局総務課長の岡田でございます。本日はお忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。座って進めさせていただきます。

次に、本日の会議の公開につきまして、申し述べさせていただきます。国土審議会運営規則によりまして、この会議は原則として公開することとされております。前回と同様、本日の会議は一般の方々にも傍聴をいただいております。

新委員の紹介

議事に入らせていただく前に、委員のご紹介に移らせていただきたいと思います。前回の会合後、新たに当部会の委員にご就任いただきました委員の方がいらっしゃいますので、ご紹介をいたします。

それではご紹介させていただきます。伊藤達雄委員でございます。

大川澄人委員でございます。

議 事

(1) 部会長互選

また、調査改革部会長に互選をされておりました中村英夫委員でございますけれども、国土審議会委員としての任期が終了いたしましたため、審議の途中ということもございまして、特別委員としてご就任をいただいております。そのため、改めて部会長の互選をお願いする必要がございます。部会長選出の手續までの間、暫時私が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。国土審議会令第3条第3項の規定に基づきまして、部会長は部会に属する委員及び特別委員の方々から互選をしていただくことになっております。いかがいたしましょうか。よろしくお願いいたします。

【森地委員】 今、お話がございましたように、調査審議の途中でもございます。その専門的な知見、あるいは国土計画に対する情熱等から考えましても、中村英夫委員に引き続きお願いするのがいいかと思えます。ご提案を申し上げます。

【岡田国土計画局総務課長】 ただいま森地茂委員から、中村英夫委員を部会長にというご提案がございましたが、皆様のご意見はいかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岡田国土計画局総務課長】 それではご異議がないようでございますので、中村英夫委員に部会長をお引き受け願うことといたします。また、これ以降の議事運営は部会長にお願いをいたしたいと思えますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。それでは中村部会長、部会長席のほうに、よろしくお願いを申し上げます。

【中村部会長】 中村でございます。大変微力ですが、一生懸命やりまして、いい仕事ができるようにいたしたいと思えます。皆様方のご協力をよろしくお願いをいたします。

まず、お諮りいたしたいと思えますが、国土審議会令第3条第5項の規定によりまして、あらかじめ部会長代理を指名させていただきたいと存じます。それで、まことに恐縮ですが、西垣委員に引き続き部会長代理を務めていただくよう、お願いをいたしたいと思えます。西垣委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

【西垣委員】 ご指名いただきました西垣でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議 事

(2) 「国土計画制度の改革」についての報告

【中村部会長】 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第をごらんいただきたいと思います。本日の議事は2つございます。『国土計画制度の改革』についての報告が1つ、もう1つは、「今後の国土政策の方向と主要な課題に係る論点について」でございます。なお、今後の国土政策の方向と主要な課題に係る論点につきましては、事務局資料をもとに、本日と次回の2回にわたり、皆様に幅広いご議論をいただきたいと思います。

それでは初めに、国土計画制度の改革につきまして、制度検討委員会委員長をやってい

ただきました森地先生からご報告をお願いいたします。

【森地委員】 森地でございます。

資料2の縦長の紙をごらんいただきたいと思います。この資料を使いまして、国土計画制度の改革についてご説明を申し上げます。まず1の検討結果でございますが、平成15年6月に調査改革部会に制度検討委員会が設置され、制度改革に関する専門の事項について4回にわたり活発な検討が行われました。その検討結果は既に第2回調査改革部会に報告しております。その後、平成15年11月に開催された第3回調査改革部会において、その制度の検討について、全総計画と国土利用計画の統合や、4層の国土計画体系の整備について、早急に行うのではなく、①として、国土の利用、開発及び保全の総合的指針となる全国計画、②として、地方の主体性を重視した広域ブロック計画といった観点を重視しつつ、必要な制度の改正について幅広く検討することとなりました。こうした部会の審議状況を踏まえ、また、事務局において、制度検討委員会の各委員の意見をいただきながら、制度改革の作業が進められたところでございます。

制度検討委員会における検討が制度改正案にどのように反映しているかについては、後ほど私からご報告を申し上げますが、その前に、事務局より制度改正案の概要について説明していただきます。よろしくお願いいたします。

【音瀬国土計画局参事官】 国土計画局の制度担当の参事官の音瀬と申します。よろしくお願いいたします。

資料といたしましては、法案のポイントを示すカラーの1枚紙、法案の条文に沿った概要、条文の新旧対照表を含みます法案資料の3つを用意いたしました。資料の1-1から1-3でございます。

まず、右肩に資料の1-1と振ってありますカラーの1枚紙を用いましてご説明いたします。標題にございます「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案」、少々長ったらしい名前でございますが、3月1日に閣議決定されまして、現在国会に提出されております。今国会における成立を目指しておるところでございます。

この法案のポイントは2つございます。上の段と下の段で、上の段の1つ目でございますが、まず分権の時代に即した、国と地方の協働によるビジョンづくりということでございます。左の青い丸が示します現行の全国総合開発計画は、国主導で作り、地方の意見を聞く法的な仕組みはございません。今回、赤い丸で示しました国土形成計画でございま

すが、全国計画とブロックごとの広域地方計画の2層の仕組みでございます。全国計画につきましては、国が国の責務を明確にしまして、国土及び国民生活の姿を提示する指針的なものにスリム化いたしまして、一方、広域地方計画につきましては、ブロックごとに国の地方支分部局と都道府県とが協議会というテーブルで対等に議論し、連携・協力して広域的な整備のビジョンや、その実現方策、具体的なプロジェクトを含めて策定していく仕組みでございます。加えまして、計画への多様な主体の参画にも配慮しておりますが、この点につきましては後ほどご説明いたします。

2つ目、下のほうでございますけれども、経済社会の構造変化に対応いたしまして、開発中心からの転換という視点で計画事項を見直しております。左の青い丸のところにあります量的拡大の時代にふさわしい「開発」を基調としたものから、赤い丸の成熟社会型の計画へということで、国土の質的向上、有限な資源の利用と保全、ストックの活用といった観点から、計画事項を拡充・改変しております。

続きまして、資料の1-2、その次の資料でございますが、2枚紙の法律案の概要で、できるだけダブリのないようにいたしますが、やや詳しくご説明させていただきます。

まず、法律の題名でございますけれども、「国土形成計画法」ということでございます。計画名は「国土形成計画」、国土の形成とは、その下の2番のところの波線を引いてあるところでございますが、「国土の利用、整備及び保全」、これを包括する概念として定義されております。従来、「国土の利用、開発及び保全」と言っていたもののうちの、先ほど述べた開発中心からの転換という考え方に基きまして、「開発」という用語を「整備」に改めております。この「形成」という語でございますけれども、4全総の実施法であります多極分散型国土形成促進法という例もございますし、省庁再編時の法律で、国土交通省の編成方針の第1に、「総合的な国土の形成に向けた体系的な取り組みの推進」という言葉が掲げられた経緯もございます。この国の形を示すものとして、「国土形成計画」という名称がふさわしいと判断いたしました。

2番でございますが、計画事項として①から⑧まで掲げております。下線部が変更箇所でございます。新規項目といたしましては、②番の海域の利用と保全、それから⑧番の良好な環境の創出その他の環境の保全と良好な景観の形成、この2つでございます。その他の事項につきましては、先ほど述べました利用・保全中心、ストックの活用などの観点から規定を見直しております。それ以外に、③で震災を例示いたしましたり、あるいは災害の軽減対策も規定する、そして⑥では、科学技術に係る研究施設を追加しております。

3番でございます。現行法では規定されておりました計画の基本理念を掲げております。ちょっと読みにくいんですけども、まとめて申しますと、①の特性に応じて自主的に発展する地域社会をはじめといたしまして、②の国際競争力等による活力ある経済社会、あるいは③の安全な国民生活、④の豊かな環境といった項目の基盤となる国土の実現を目標として、国内外の連携に配慮しつつ施策を定めると。それから、最後のポツですが、地方公共団体の主体的な取り組みを尊重するとともに、国が本来果たすべき役割を踏まえることなど、国と地方の役割分担を示しております。

4からは全国計画でございます。(1)で、全国計画は総合的な国土の形成に関する指針となるべきものとして、基本的な方針、目標、全国的な見地から必要な基本的な施策を定めることとしています。(2)の作成手続ですが、国土交通大臣が計画の案を作成し、閣議決定を求めることを明記いたしております。その際に、国民の意見を反映させるための措置、いわゆるパブリック・インボルブメントを定めまして、都道府県・政令市の意見を聞くといった手続を新たに法定いたしております。関係行政機関への協議、国土審議会の調査審議を経るという手続はこれまでどおりでございます。また、環境基本計画との調和も規定いたしております。重要な点は、国土利用計画を全国計画と一体のものとして作成するという規定を設けたことでございます。国土形成計画と国土利用計画の作成手続を連動させまして、国土に関する現状認識を共通にして、両計画の措置が相まって効果を上げるという仕組みにしております。具体的には、例えば計画文書は合本にする、あるいは同日に閣議決定するといったことが考えられます。

ページをおめくりいただきまして、5番でございます。全国計画につきましては、全国計画の政策評価を法律上義務づけております。プラン・ドゥー・シーといった計画のマネジメントサイクルを確立するというのを重視しまして、計画作成後3年目以降、政策評価(政策レビュー)を義務づけることで計画の見直しにつなげていくことを考えております。

それから6番、全国計画への都道府県等の提案制度を新たに規定しております。作成段階の提案だけでなく、作成後も変更の提案によって常に計画が指針としての役割を担うよう工夫しております。この提案制度は、国土交通大臣が提案を踏まえて対応しない場合には、国土審議会の意見をお聞きして、理由を付して回答するといった応答義務が課されておりますので、あいまいな処理は許されない仕組みになっております。

7番からは、広域地方計画に関する事項でございます。広域地方計画の作成単位となり

ます2以上の都府県の区域を政令で定めることにしております。ここに首都圏と記されておりますが、東京、神奈川、埼玉を中心として政令で定めるブロックでございまして、首都圏整備法の首都圏のことではありませんし、また、それと一致させる必要もございません。区域の政令につきましては、関係都府県の意見をお伺いして、法律制定を1年くらいをかけて定めることを考えております。

それから、この区域は互いに重複しないように定めることとしておりますが、さまざまな地域の事情も踏まえまして、8の(1)の括弧書きにありますとおり、計画は区域外にわたる施策も含むとされておりますし、9番の広域地方計画協議会にも、隣接する地方公共団体が加わることができるよう工夫いたしております。

説明が前後いたしました。8の(2)で、広域地方計画につきましては、国土交通大臣が広域地方計画協議会における協議を経て作成するということとしております。この協議会につきましては、地方整備局、地方運輸局のほか、他省庁を含む国の地方支分部局、それから関係都府県、指定都市からなるものでございますが、それ以外に、区域内の市町村、隣接する地方公共団体、地元経済界などを追加できることになっております。なお、全国計画と同様に、広域地方計画にもパブリック・インボルブメント、計画提案制度が定められておりまして、計画への多様な主体の参画の仕組みが用意されております。

国土形成計画法は以上でございますが、このほかに、Ⅱといたしまして、両計画を一体作成することとなりました国土利用計画法の一部改正、Ⅲとして、大都市圏整備法の一部改正、Ⅳとして、東北地方など、5つの地方開発促進法の廃止を行うこととしております。このうち、大都市圏整備法につきましては、過密や混雑などの大都市問題が未解決でございますし、近郊整備地帯等の政策区域が、税、財政上の措置の枠組みとしてまだ機能していることを踏まえまして、計画制度としては維持しますが、毎年の事業計画を廃止いたしまして、3圏でそれぞれ国の計画を一本化するという簡素化の措置をとっております。

以上で制度改正案の説明を終わらせていただきます。

【森地委員】 ただいまの事務局の制度改正案の説明を前提に、制度検討委員会等における主要な意見と制度改正案の関係について、資料2の別紙、横長の資料でございますが、委員会の委員の意見が法案にどのように反映されているかについてご報告申し上げます。

横長の紙の左側の欄に制度検討委員会等での主要な意見を記載し、右側の欄に制度改正案の対応する事項を記載してあります。なお、先ほど申しましたとおり、全総計画と国土利用計画の統合や、4層の計画体系の整備という方針は第3回の部会で軌道修正されてい

ますが、それにかかわる意見を含めて、第2回の部会で報告した制度検討委員会の意見をそのまま掲載するとともに、事務局が法案策定の途中経過を各委員に説明した際にいただいた主な意見も追加して記載してあります。

まず、横長の資料の1ページから2ページにかけて、1として、国土計画体系のあり方について記述してあります。まず、左側の主要な意見として、改革の重要なポイントは、下線の部分でございますが、ブロック計画の原案作成段階で土地利用の観点を含む利用、開発、保全の計画とすること、それからブロック計画の原案作成段階で、地域の主体が参加・協議する仕組みを導入すること等が指摘されております。これらを踏まえて、制度改正案では、利用、保全に力点を置いて、国土に関する施策を一体的・総合的に推進する計画とし、また、国と都府県が協調して広域地方計画を策定し、その際、協議会の協議を経て決定する仕組みとすることとされております。また、計画体系については、複雑な計画体系の一元化の意義を指摘する意見や、地方分権の観点から、地方公共団体がみずからつくる計画を法定化することは適切ではないとの意見がありましたが、これらを踏まえて、制度改正案では国土利用計画との一体作成とするなど、国土計画体系の簡素化・一体化を図るほか、地方分権の考え方を踏まえ、都道府県または市町村が策定する計画について、新たな法制度を設けないこととされてあります。

次に、2ページに2として、全国計画のあり方について記述してあります。一番上の全国計画は、広域ブロック計画との役割分担を明確にすべきとの意見に対応して、制度改正案では、全国計画は指針となるべきものを定め、全国的な見地から必要とされる基本的な施策を定めることとされてあります。また、国民の意見を反映する仕組み、都道府県等の意見に対する国の回答義務、計画の点検作業の定例化、さらには国土利用計画全国計画との関連性を持たせる等についての意見には、それに対応する計画提案制度、政策評価の義務づけ等の仕組みが規定されてあります。

また、3ページから4ページに、3として、広域ブロック計画のあり方について記述してあります。この中では、計画の内容として、全国計画との整合や国の具体的な施策は広域ブロック圏計画で記述すべきとの指摘について、制度改正案法案においては、広域地方計画は全国計画を基本とし、広域の見地から必要とされる主要な施策を定めるものとして、全国計画と役割分担をされてあります。また、計画の策定プロセスについては、なるべく地域で調整をし、できないところを国が補完するシステムがよいことや、国と地方が協議を重ねて広域的な問題に取り組むこと、原案の作成に当たって、地元での意思決定、協議

会の制度上の位置づけ、国と地方が対等な立場で協議し、意見調整を図ることなどの意見が指摘されておりますが、制度改正案においては、協議会を設けて国と地方公共団体が対等の立場で協議することや、協議会の自主的な運営など、指摘に沿った内容となっております。4ページに移っていただきまして、地方公共団体から要請が計画に反映されているか否か、チェックできるようにすべきとの指摘があり、制度改正案では広域地方計画についても市町村が提案し、国に応答義務を課す計画提案制度が設けられております。なお、区域の指定については、地方の選択肢が狭まらないように配慮して、十分協議して決めるべきとの指摘があり、制度改正案においては、広域地方計画区域を都府県、その他地方公共団体、地方経済団体、その他多くの関係者の意見を聞いて、政令で指定することとされてあります。

最後に、5ページの都道府県及び市町村が策定する計画のあり方として、計画策定を義務づけることに委員会では賛否両論の意見がございました。これについて、制度改正案では、地方分権の考え方を踏まえ、地方公共団体が策定する計画について、新たな法制度を設けることはしないこととされてあります。

以上のように、制度検討委員会等での主要な意見と制度改正案の関連事項を対照させていただきますと、委員会の意見はおおむね制度改正案に反映されたものと評価してよろしいのではないかと思います。したがって、私の本報告をもちまして、調査改革部会における制度検討委員会の役割を果たすことができたと考えております。委員会での検討につきましては、中村部会長をはじめ、部会の委員の方々から貴重なご助言を賜り、この場をかりまして厚く御礼を申し上げます。

以上で私からの報告を終わらせていただきます。

議 題

(3) 今後の国土政策の方向と主要な課題に係る論点について

【中村部会長】 ありがとうございます。この計画制度改革につきまして、ご質問等あろうかと思いますが、これは後ほどまたお受けしたいと思います。

次の議題の報告をまずさせていただきます。今後の国土政策の方向と主要な課題に係る論点について、事務局から説明をお願いいたします。

【野田国土計画局総合計画課長】 総合計画課長の野田でございます。よろしくお願いいたします。着席させていただきます。

それでは、お手元の資料の3でございます。「今後の国土政策の方向と主要な課題に係る論点（案）」ということでございますけれども、これは審議会の今後の進め方の中で、この国土計画制度の改革に当たりまして、基本的な政策の方針についてご議論をいただくことになっておりますけれども、その一環といたしまして、事務局で今後の国土政策の方向とこの論点ということにつきまして、今回と次回にわたりましてご議論いただいて、事務局で取りまとめをさせていただきたいと思っておりますのでございます。

それで、まずこの資料3の1でございますけれども、これは特に委員の先生方にご議論いただきたい点について列挙しておりますが、1つ目には、「国土計画の今日的意義と役割」ということにつきましてご検討いただきたいと思っております。そもそも意義といたしまして、ここでは長期性とか、空間性、即地性ですとか、分野横断性、合意形成というような観点を私どもは考えておるところでございます。また、特に、国土計画において国の果たすべき役割、このところの明確化について重要ではないかと思っております。また、3件目につきましては、NPOといったような多様な主体の連携、また参加ということが重要ではないかと思っております。さらに地域の創意と工夫につきましては現在都市・地域再生、また構造改革特区というようなことがございますけれども、こういった政策と国土計画との連携は、これまで十分に検討がなされておらなかったということがございますけれども、この辺についてもご検討いただきたいと思っております。さらに新しい分野といたしまして、今回法律の中でも海洋というものを取り上げてございますが、海洋を含む国土、また国土資源というものをもう一度十分にレビューをして、国土のポテンシャルというものを十分に認識していく、また活用していくことというのが重要ではないかと思っております。さらに、最後のポツでございますが、関係諸国との国土計画の連携、これは総合的点検の中でも開かれた国土ということでご議論いただいておりますけれども、実際にアジアハイウエーですとか、北東アジアとのパイプラインといったようなことも議論になっておりますし、東シナ海で新たな大航海時代に入るのではないかなというような予測もございます。国土計画をつくるに当たっても、そういった諸外国、関係諸国との連携ということについて、十分な検討をすべきではないかと考えておるところでございます。

それから2番目に、総点検でもお示しをいただきました「目指すべき国土の姿『国のか

たち』、これをどういう形で柱立てをしていくかということを考えております。総点検の中では2.の真ん中にございます効率的な経済社会活動、また②の豊かで安全な生活、③の美しく快適な環境、これを実現する世界に誇れるすぐれた国土ということが示されておるわけでございますけれども、この点についてもご議論をいただければありがたいと思っております。

それから3点目に、「新たな政策のアプローチ」ということでございますが、過去の全総の場合には比較的ベクトルが同じ方向を向いていた、例えば経済成長とか、豊かさの追求という形でベクトルが向いていた時代につくられたものもございますけれども、徐々にこの多様性というものが広がってまいりまして、そういう中で、計画をつくっていく上では、幾つかのシナリオというものを定めて、幾つかの検討をしていく、そういう必要性が計画づくりの中で必要になってきたんではないかと思っております、この点についてもご検討を賜ればありがたいと思っております。

次のページでございますが、4.の「今後の国土政策の主要課題」につきましては、総合的点検の中で示されております3つの視点について、例えばという形で私どもが考えております例を示してございます。

1番目の「効率的な経済社会活動」、この点につきましては、1つ目の矢印にございますように、やはり東アジアとの関係につきまして、これから十分な検討が必要ではないかと思っております。総合的点検の中でも三極化の構造ということが示されてございますけれども、そういう中での日帰り圏ですとか、物流の問題、それに対応する国土基盤の整備、さらには2つ目の矢印にありますように、そういった世界に開かれた状況に対応するための経済活力・国際競争力というものをどういうふうにつくっていくかという視点も重要ではないかと思っております。

それから3つ目の矢印にございますように、これからどういう産業をリーディング産業にしていくかということでございますけれども、1つの考え方として、集客産業、ビジター産業というようなことも、観光ということも踏まえながら十分に検討する必要があるのではないかと考えておるところでございます。

4つ目の矢印では、空間的余裕を活用して、どういう形で地域の整備をしていくかということでございまして、ここでは1つ、徒歩生活街区というようなことも考えながら、市街地の再生をしていく必要があるのではないかという形でポイントを挙げております。

最後の矢印につきましては、海洋・海底資源、特にEEZ、大陸棚、こういうところに

賦存しております非常に多大な資源というものを我が国としてどういうふうに活用していくかと、そういったことも含めまして、国全体の総合的な国土資源の活用、総合的管理ということについてご議論いただければと思っております。

それから2つ目でございますけれども、「豊かで安全な生活」という観点でございますが、1つ目の矢印では、安全・安心・安定というところに、これは法律の中でも考えてまいったことでございますけれども、そのための国土基盤の整備ということを考えていかなければならないのではないか、必要不可欠な国土基盤はやはり整備していく必要があるのではないかと思っております。例えば3次医療圏について、空白地域になっているところをどういう形で整備をするとか、例えば今年の豪雨のときも避難路として使われたものは高速道路であったというようなことも踏まえながら、こういった国土基盤の整備について、必要不可欠なものは何であるのかというものを検討していけないかと考えております。

2つ目の矢印では、そういった新たにつくるという観点とともに、現在、十分にストックが整ってまいった状況でございます。したがって、既存のストックをどういう形で有効に活用していくか、例えば分野横断的な用途転用というようなことを考えていくと、そういったことが非常に重要だということが総点検の中でも示されておりました。そういった観点からのご議論を賜ればと思っております。

3つ目の矢印は、これは災害ということでございますけれども、やはり昨年、また今年と災害が続いております。そういったことに対しまして、安全な生活の観点から、総合的なリスク管理と、これは自助・共助という観点もございまして、地域防災力、また土地利用というような観点も含めて検討していく必要があるのではないかと思っております。

それから最後の2つの矢印は、これは特に人口減少の激しい地域について、どういう形で地域の振興をしていくかということにも深くかかわる問題でございますけれども、2地域、交流居住といいますか、2つの地域に住まう、もしくはUJ Iターンの促進というようなことも含めまして、都市と農山漁村の交流をどういう形で進行していくかというような視点もございまして、それから情報通信技術というようなものを十分に活用して、SOHOというようなものを、リモートオフィスというようなものの実現をさらに推進していくという観点、また、コミュニティービジネスというような形で、そういった人口減少地域に雇用を確保していく、そういったことも検討の対象になるのではないかと思っております。

それから、最後の3番目の、「美しく快適な環境」という視点でございますけれども、これについては、例えば森林・農地の経営につきまして、いわゆる「業」として行うばかりでなく、国民的な経営という形で、多様な主体の参画によって森林・農地を管理していくことができないのかということを考えていかなければならないのではないかと考えております。和歌山では「緑の雇用」という形で、緊急雇用対策で若い方々に林業に参画をしてもらうというような事業が進んでおりますけれども、そういったことも重要な視点ではないかと考えております。

それから、その次の矢印では、人口減少に対応したより低投入な国土管理ということをお願いしております、これは例えば東アジア等で急成長が起こって、食糧ばかりでなく木材、また鉱物資源等々エネルギーについても逼迫するというような状況でございます。そういった状況の中で、将来的に、現在、耕作放棄地もしくは施業の放棄がなされているような森林につきまして、将来的には十分な活用ができる可能性もある、そういったところを維持していく考え方として、低投入によって国土を管理していく方法がないかというようなことも考えていかなければならないのかと考えておるところでございます。

それから、循環型・自然共生型の国土づくりということについても、美しい国土の形成ということも踏まえて検討していく必要があると考えております。

私どもが例示として考えております論点はこういうようなところでございますが、そのほかに、お手元にこういうデータを準備してございますので、簡単にお示しをしたいと思いますけれども、資料3の参考資料、1枚目には、人口の長期的推移、これはよくごらんになっていただいたペーパーでございます。2006年にピークが参りまして、2050年に1億人、今世紀末には6,400万人という推計になっておることでございます。

2番目でございますが、2ページ目からは、先ほどの効率的な経済社会活動の実現にかかわる話でございますけれども、例えば昨今、指標等によりますと、国際競争力が非常に落ちてきているということがございまして、GDPの成長率の鈍化ということもございまして、こういう中で中国が日本に追いついてくるという可能性も非常に高いわけございまして、そういう中での対応を十分に考えていく必要があるのではないかと図でございます。

また一方、その人口減少下の中で、下側にございますように、大都市における課題、それからまた右側の地方中小都市における課題、大都市につきましては、国際的に十分競争

力のある都市圏をつくらなくてはいけないというような課題もございますし、一方で、大都市圏内部では商店街の衰退ということ、それからまた、大都市圏で急速な高齢化が起ってくる、結果的にそのニュータウンが急速なオールドタウン化というような可能性も出てくるということもございます。それから一方、右側の地方中小都市につきましては、いわゆる地方の中核都市から1時間を超えるような地域での人口減少が非常に進みまして、50年間で人口が3分の2になるというような状況にもございます。そういう中で商圏が小さくなり、そういうコンパクトなシティーをつくっていく、コンパクトな町をつくっていくと、そういう需要が出てくるということ課題として考えております。

3ページ目でございますけれども、3ページ目につきましては、東アジアとの関連での交通利便性の向上と課題の問題、日帰り圏、欧米等に比べて日帰り圏が非常に少ないということもございまして、それから最近の港湾のコンテナ扱い量の低下、また観光につきましても、受け入れ客が非常に減っておるというような状況、順位が下がっておるというような状況でございます。そういう中で、下にございますように、東アジア経済圏に対応したインフラの再構築ということが非常に重要ではないかと思っております。特に、対欧米に対しまして、近距離、少量輸送、また、高頻度、フレキシブルというような観点から考えていく必要があるということでございまして、図にもございますようなコンテナの航路網、それからフェリーから鉄道、高速道路に至るような複合一貫輸送網というようなことを、現在もここにブルーで示したところには既に航路が設定されておるわけでございますけれども、さらにこれを高速道路で全国一体的な輸送網をつくっていくというようなことを考える必要があるのではないかと思っておりますし、また特に港湾については、ゲートウエー機能の強化というような観点からのアプローチが必要ではないかと思っております。

続きまして4ページでございますが、4ページにつきましては、やはり海洋の問題は非常に重要だと思っております。世界的にはさまざまな形で海洋の利用計画をつくっておる国が多いわけでございますけれども、我が国の場合にはまだ総合的なそういう計画がないということもございまして、E E Z世界第6位という海洋国家でありますから、海洋についての十分な検討が必要ではないかと思っております。

続きまして5ページでございますけれども、5ページについては、「豊かで安全な生活」という観点から、ここでは左側には既存ストックの有効活用ということを示しておりますし、財政制約下でなかなか整備の仕方も難しくなっているということも考えておりま

す。さわさりながら、右側の安全・安心・安定を支える国土基盤ということがやはり必要だということでございまして、3次医療圏というものの整備ですとか、緊急時の輸送路というようなものを十分に検討する必要があるのではないかと考えております。それから下のところは災害でございますけれども、非常に災害の起こる頻度は高まってきておると思います。特に突発的な直下型地震、つい最近も福岡の西方沖地震がございましたけれども、こういったことに対処をしていく必要もございまして、そういう中で右側のような災害対策上の課題というものを我々としては十分に検討する必要があると考えているところでございます。

続きまして6ページでございますけれども、6ページにつきましては、人口が急速に減っていく地域にどういうふうに対応していくかということでございまして、右側の図の中で、人口5,000人未満の町村の状況がどういう形で2000年から2050年に広がっていくかということを示してございますけれども、非常にたくさんの町村が人口5,000人未満になるということでございまして、こういうところで基礎的な社会的サービス、上下水道ですとか、小学校ですとか、消防、そういうものの維持がどういう形になっていくのか、また、地域のコミュニティが維持できるのかどうか、国土の管理も順調に進むのかどうか、そういったことを検討する必要があるのではないかと考えております。

それで最後のページ、7ページでございますけれども、ここにつきましては、「美しく快適な環境」という視点から2つ挙げてございまして、1つは先ほども申し上げました耕作放棄地、施業放棄森林というものが非常に増加をしておるという状況でございます。伐採等がなされないものが非常に多いということで、一方、木材の8割は輸入、また耕作放棄地も非常にスピードで広がっております。一方で、海外の農地は1,200万ヘクタールを使って食糧の依存をしているというような状況でございます。こういった中で、農地・森林をどう管理していくのかという問題が非常に重要かと思われまして、それから右側には、今回も法律の中で環境ということを示しておりますけれども、環境問題、地球環境問題も含めて非常に重要な課題になってきておりますので、京都議定書というような観点もございまして、そういった中で、環境を十分に保全する形で日本の国土を管理していく必要があるということが問題意識として挙がっておるということでございます。

資料の説明は以上でございます。ありがとうございました。

【中村部会長】 ありがとうございました。今、お聞きのように、今日は2つのテーマ

がございます。1つは、現在、我々は大変たくさんの課題を国土政策上抱えているわけ
ございますが、この現在の課題解決のために今までの国土計画制度を改革すべしというこ
とで、この国土審議会の部会でもですし、それから森地先生をはじめとしての検討委員会、
さらには局長以下、国土計画局の事務局の方々の大変なご尽力を得て、今日ようやく国土
形成法案というような形で、1950年にできた総合開発計画ですから55年たっている
わけですが、それを改革する案という形でまとまってきたわけでございます。

1つは、これにつきまして幾つかご質問があろうかと思いますが、それをお出しいた
ければと思います。もう1つは、これからの国土計画上の課題、それと、それに対して我
々はどういうふうな政策をとるべきかということでございます。これについて委員の皆様
からの忌憚のないご意見をたくさんいただきたいと思っております。この改革部会を今日とも
う一回次回行いまして、皆さんの意見を集約していきたいと思っております。よろしくお願
いします。どなたからでも結構ですので、ご自由にご意見を出していただければと思いま
す。どうぞ。

【奥野委員】 制度につきましては、地方分権でありますとか、社会資本の効果的な整
備、利活用、それから国民あるいは住民の満足、そういったようなところがうまくその仕
組みの中に入っております、私はこれが有効に機能していくということを期待しておる
わけでございますけれども、実際に計画づくりに入ったときにどういうふうな点が課題で
出てくるんだろうかというふうなことで、2点ほど意見を申し上げさせていただきたいと
思いますが、1つは、地方協議機関、相互間の連携ということがここに入っております。
隣接地域の自治体の方も、その地域の事情でしょうけれども、入ってもよろしいというふ
うなことになって、非常にきめ細かくできておりました、例えば、今、先ほどもございま
したけれども、スーパー中枢港湾でありますとか、あるいは大規模な国際空港等々へのア
クセスが社会資本の有効利用という観点から非常に大事だと思いますけれども、そういう
ふうな取り組みが非常に大事だと思います。それからもう一方で、前の全総のときに新し
い国土軸の提案等々がございました。そういったものも、各地方はまだ、まだといいます
か、当然頭に置いた議論をされていらっしゃるわけでありまして、これは例えば新
国土軸、太平洋国土軸にしましても、もっとずっと広域でございまして、それぞれのブロ
ックがそれぞれの何かお考えで議論していらっしゃるということがございまして、隣接
したさらに広域なものをどうしていくかというふうなこと、それぞれのブロック圏で何ら
かの意義づけがされて取り組みが行われていけばいいんでありましようけれども、つなげ

たことをどうしていくかということ、これが1つ、今、気になっております。

それから2番目に、各広域計画圏ごとに地方分権で計画をつくるということなんですけれども、これは前々から議論になっているところでありましてけれども、大将がいないところで選択と集中の決定が果たしてうまくできるだろうかという点でございます。この点では、全国計画の役割、特に全国計画に指針性がしっかりと盛り込まれておることが極めて大事ではないかと思うわけでございまして、そういった点での全国計画に期待いたしております。

以上です。

【中村部会長】 はい、ありがとうございます。それでは、どうぞ。3つ4つまとめてまた事務局その他から回答等いただきます。

【須田委員】 全体的なことではちょっとお願いを申し上げなくてはいけないと思うんですが、長年のこの委員会の議論を踏まえて論点を集約され、そして新しい国土形成法案ができるところまで行ったということについては、まず敬意を表したいと思います。その成立を期待したいし、また私どもも努力しなくてはいけないと思いますが、この1年間の間に、つまりこの委員会が1年間ほど開かれておりませんでした、この1年間ほどの間に急に変わってきた1つの条件があります。それは何かと申しますと、観光という問題、ツーリズムですね、観光という問題が国策として非常に大きく表に出てきたと。観光立国ということも叫ばれて、閣僚会議が置かれて、そしてまた戦略会議の結論が出たりして、観光をこれから大きな国策としてやっていこうというような状況が出てまいりました。国土交通大臣が観光立国担当大臣になったり、それから担当の審議官ができたり、いろいろな組織の整備が図られておりますが、この委員会は国土交通省の所管委員会でもありますから、この観光という問題をもう少し強くこの中に入れてこれから考えていく必要がある。文章を変えろという意味ではありませんが、理念として、例えば一例を申し上げますと、これまでも観光という言葉は入っているんです。ただし、それは文化、厚生並びに観光の資源の保護というふうな言葉で法律は表現されている。やや狭い意味にこれをとらえているように思います。だからこの論点のペーパーの資料3の4のところを見ましても、効率的な社会活動というのに観光の問題が出てまいりますが、ビクター産業の振興、つまり観光産業をどうするかという観点が1つあって、同時に国際観光というのがそこにある。つまり外国人を呼ぶことです。つまり日本の国内の観光産業を活性化すること、外国人を呼ぶこと、観光資源を保護することまでは、これまでもあったし、これからもこの中で議論

されることになるようですが、その前に、もう1つその前提として、国全体から国土施策というものが、あるいは国土計画の基本というものが観光という面から考えなくてはいけないのではないかと思います。私はまだこれだけではちょっと読みにくいと思うのであります。ヨーロッパに参りますと、イタリアでもフランスでもスペインでも、これはもう国の国土計画はすべて観光計画です。観光から国土計画ができているときえいえます。そういうようなことをございますので、観光という問題を大きくとらえて国土の形成計画の中に反映させるようにこれから計画を練っていただきたいということを申し上げます。

この資料の3でちょっとそれを申し上げますと、例えば1の国土計画の今日的意義と役割という中で、NPOなどの主体との連携とか地域との連携がございます。NPOというのは非常に観光に多いものであります。それから地域というのはもう各県で観光立県とやっていてるところもありますし、観光都市計画をやっている、まちづくりを観光でやろうとしている都市が随分あります。それらがもっと連携していく意味においても必要だと思ひ、今言ったように、ヨーロッパのように観光立国をやっている国との関係でもやはり観光というのがもっと出てこなくてはいけない。この1の点からそうだと思います。2の点で、誇るに足りる優れた国土と書いてありますが、誇るに足りるといひのは一体どういひことかと。外国人がその国へ行きたくなるようにすることがこれなんです。つまり外国の観光客を呼べるようにすることが、とりもなおさず国の形の基本だといひこととありますから、ここでも出てまいりますし、3番目の新たな策定アプローチの中で、これから人口が減ります。人口が減りますと、人と人との触れ合いのチャンスはその分だけ増やさなくてはいけない。それをやるにも観光しかないんです。だからこの面からも観光が出てまいります。そんなことで、あらゆるところからみんな観光が出てくるわけでございますから、どこかに書かなくてもそれは当然だといひように理解していただいたら結構なんですけれども、これから国の計画をおつくりいただく際に、あるいは地方の計画をつくる際に、観光という理念を、国の財政政策、金融政策、観光政策といひのもこれから1つの大きな国の柱に立つはずでございますから、そういうことをひとつお考えいただきながらこれを解釈していただければ大変ありがたい。これからの運用の中で、観光という言葉を生かしていただきたい。それをひとつお願いしておきたいと思ひます。これを表現をどこにどうしるといひことをここで申し上げるつもりはありません。

それからもう1つは、今、奥野先生の話に関連して、ちょっと細かいことで恐縮でござ

いますが、ブロック計画がこれからできると。中部の場合にはブロックが複雑であることはご承知のとおりでありまして、国の地方支分部局の担当が全部違っております。したがって、どう分けるのかはこれから地方の意見を聞いてお分けになるので結構であります、県ごとにこれを割り切った場合に、どうしても割り切れないものがあります。したがって、ここではそういったようなところを呼んで意見を聞くんだと書いてありますが、このところがどうできるかによって、中部のブロック計画の成否が決まるように思いますので、この辺をぜひともひとつ弾力的に、地方の意見も十分念頭に置いて、解釈をやっていただきたい。

以上、お願いを申し上げます。ありがとうございました。

【中村部会長】 はい、どうぞ。

【佐和委員】 資料3について、幾つかのご質問なり、意見なりを申し上げたいと思うんですが、まず、一番冒頭のところのポツのところ、「長期性」、「空間性」——分野横断性と合意形成というのはわかりやすいんですが、「空間性」というのがあって、何のことなのかさっぱりよくわからないということと、「長期性」というのと「長期的」というのを別の意味に使っておられるのかどうかということです。なぜ「長期性」なんて普通使わないような言葉をあえて使われたのか。

それからその次に、2.のところですが、「豊かで安全な生活」とありますが、実は、豊かさとは何かということは、これはなかなか意味不明な点もありまして、かつて1995年にフランスの大変著名な社会学者でジャン・ボードリヤールという人が日本に来て、そして初来日だったらしいんですけれども、そのときに、全国各地を見て歩いた後に朝日新聞のインタビューに答えて、日本という国が豊かなのは、日本人が貧しいせいじゃありませんかと。つまり、日本という国が豊かなのはというのは、要するに、1人当たりGDPが世界で一、二を争う存在になったということが日本という国が豊かになったと、それは日本人が貧しいせいじゃありませんか、つまり、都市サラリーマンの生活を見てみると、片道1時間半ぐらいの長時間通勤をして、長時間労働をして、それで深夜に帰宅した家には家族4人で2DKの家に住んでいるというような、そういう生活、暮らしぶりをフランス人の目から見れば、大変貧しいということになるわけです。ですからここで、「豊かで安全な生活」とか、「豊か」という言葉が何カ所かに出てきているからだと思うんですが、その「豊か」というのはどういう意味で使っておられるのかということです。「豊かさ」だとすると「豊かさ」の定義ということをちょっとお伺いしたい。

それから、この2.の中に、少なくとも、よく経済学では「効率と公正」という言い方をするわけですが、「公正」という言葉は全く出てこないわけです。そして「公正」という言葉自体がその意味があまり明確ではないわけですがけれども、最近では、配慮される者のいない社会というのが平等な社会、公正な社会だというわけですがけれども、例えば地域の問題を考えると、配慮される地域がないといえますか、何かそういうような観点をあえて抜け落ちさせたのかです。つまり、これまで国土の均衡ある発展ということを書いてきて、それがいろいろ批判されているということ踏まえた上で、あえてそういうふうな観点、つまり「公正」という観点を意図的に落とされたのか、それともたまたま落ちているのかということです。

それから2ページの下の方で、やはり意味がよくわからないのは、「低投入な国土管理」というのは、さっきもご説明でも伺ったわけですが、「低投入」って一体、意味がよくわかりません。

それからもう1点、今度はこのページの上の方で、「グローバル化に対応する国土基盤整備」というのがございますが、やっぱりこれもグローバル化というのはこれはまさに21世紀を語る上でのキーワードなんですけれども、どうもこのグローバル化に関しましては、アンチグローバル化とグローバル化とのせめぎ合いというのがあるわけです。例えば、ヨーロッパでもいわゆる中道左派政権のときに大量な移民を受け入れたと。それに対する反発が非常に強くて、それから、例えばブッシュ政権なんかもある意味で、とにかくグローバル化というのが、アメリカナイゼーションではないかというようなふうにグローバル化を批判する人もいますし、それからやっぱりその文化とか伝統というものが、それがかなりが一様化してしまう、文化みたいなものがないがしろにされてしまうという意味で、アンチグローバル化を唱える人もいらっしゃるわけです。ですからこの辺について、グローバル化というのをどういう意味で使っておられるのか、あるいは世界的に見られるアンチグローバル化の動きなんかに対して、どのようにお考えなのかと。

以上が私の質問です。

【中村部会長】 ありがとうございます。それでは、井上さんのご意見を聞いて、それからこちらから意見を出させていただきます。

【井上委員】 今、資料3の論点についての意見が出ておりますので、その関連で申し上げますと、1の「国土計画の今日的意義と役割」の上から4つ目のところに、「地域の

創意・工夫」とありまして、括弧して、「都市・地域再生、特区との連携」と書いてあります。これは、要するに、地域の創意・工夫と一般的に連携するということなのか、それとも都市・地域再生、特区という制度と連携するということなのか、ちょっと意味が不明というか、といいますのは、地域の創意・工夫というのは、何もこの今の地域再生とか特区の制度ができる前から、いわゆる地域づくりの先進地と言われるようなところでは、もうさまざまな取り組みがずっと行われてきたわけです。そういう中で、例えば建物の用途転用をしようとしても、国の規制があつて、補助金をもらったからその問題とか、いろいろその制約があり、なかなかそういうふうに思うようにいかなかったというのが、地域の立場で物を考えれば現状だったと思うんです。それで、都市再生、地域再生、特区というのは、そういう長い地域づくりの歴史から見れば、言ってみればごく最近のことでありまして、新しい制度なんです。それで、そういう地域の主体的な創意・工夫を生かすということは全く異論がないわけですがけれども、ここでは都市・地域再生、特区というのをそういう狭い意味で考えているのか、もう少し歴史的にというか、流れのある、というの、ちょっと心配するのは、過去にこの種の制度というのは首相が変わると熱意が変わってしまうみたいなところも、小渕内閣の地域戦略プランとか、過去にも随分いろいろありまして、ここで国土政策というある意味で長い視野に立ったものを考える場合に、この辺はちょっと考える必要があるのではないかと思います。

それから、資料3の参考資料の先ほどの説明の中で、例えば、後ろから2枚目ぐらいのところ、「基礎的社会サービスの提供が困難な地域の拡大」ということで、5,000人未満の町村の状況等について説明があつたわけですがけれども、これは、今までおよそ3,000あった市町村が、やがてもう2,000を割ろうとしているという状況が一方ではある中でして、これから物考える場合に、多少もうこのデータそのものを修正していく必要があるんじゃないかと。これはちょっと前の議論のデータではないのかなと思っております。

それからもう1つちょっと簡単な質問なんですけれども、資料1の3にこの法律案がございまして。それでこの厚い縦長の資料でございましてけれども、この真ん中あたりから国土総合開発法の現行と改正案の新旧対照表がございまして。これの7ページの第9条のところでございますけれども、広域地方計画についての区域についての記述がございまして。この区域につきましては、先ほどの説明では、現行の首都圏整備法等とは区域が違うことはあり得るんだと、詳細は政令で決めるんだと、こういう話でございました。それを踏まえて

のちょっと質問なんです、第9条の第1項です。例えば第1号を見ますと、首都圏のところで括弧して埼玉県、東京都、神奈川県その他政令で云々とあります。普通の感じで行けば千葉がなぜないのかなという印象はおそらく受けるんじゃないか。それから先ほどの須田委員の意見にも関連するんですが、例えば中部圏で言えば、愛知県、三重県、その他政令で、普通、中部三県ということで岐阜はなぜないのかというような疑問というのが一般的に出てくると思うんです。これについては、「その他」という言葉も入っているわけですから、あえて指摘するほどのことではないのかもしれませんが、この辺の表現については、おそらく何かお考えがあってこういうふうになっていると思うんです。それについてご説明いただければと思います。

以上でございます。

【中村部会長】 はい、ありがとうございます。それではこの辺でちょっと切らせていただきたいと思います。随分いろいろなご意見をいただいたんですが、全部についてこの場限りでの答えをいただくといってもあんまり意味がないと思いますので、皆さんのご意見を全部ちゃんとノートにとられていますので、後ほどまたゆっくり内容は検討していただいて、必要なものはこれからの論点等に入れていくというふうにしてもらいたいと思いますが、ただ、幾つかのものはわかりにくかったりとか、あるいは場合によっては誤解のようなものもあるところもあるかもしれませんので、この場で答えられるところは局長以下に答えていただきます。

【尾見国土計画局長】 座ったままで失礼しますが、基本的には貴重なご意見をいただいてありがとうございます。基本的には、これから計画をつくる中で大いに議論していただいて、少しでも計画の内容に反映させていくように努力したいということに尽きるわけですが、制度の点については、ある意味でいろいろな割り切りがあることは事実であります。1つ入り口でちょっと申し上げたいのは、まず国土計画というものについての社会的な評価というか、そういうものがある意味で一番大きな問題だったのではないかと思います。現在のランドデザインができて、平成10年でありますけれども、主として制度化を図る観点からいうと、国会議員の先生方がどのように認識を持っているか、あるいはマスコミの関係者の方がどういうふうに思っているかとか、公共団体の方々がどういうふうに認識しているかというところからいろいろやっぱり物を考えていかざるを得ないと思いました。

端的に言って、4全総までの全総計画については、ある意味で非常にわかりやすく、

これぞ国土計画であるというようなご認識がごく一般的だったと思います。そういう国土計画というものが、基本的な社会情勢の変化の中でなかなか厳しくなっているという中で、国土計画という政策手段というか、ツールがほんとうにこれからどういうふうにも有効なのかという原点に立ち返って、制度化の必要性とかのそういうことを議論しないと、当然に、先ほどの説明の中で長期性とか分野横断性とか、いろいろ説明をしておりましたけれども、国土計画の必要性が所与のものとしてあるということからスタートするのは、正直言ってそこそこ厳しいという感じがしたことは事実であります。ただ、こういう大きな人口減少というような変わりもあれば、東アジアの大きな局面の変化という中で、やっぱり国民の中に先行きの不透明感というのが非常にできている。公共団体も、自分たちの将来を一体どうやってやればいいのかということについて非常にもどかしさというか、不安を持っている。この点は事実だと思います。したがって、そのビジョンの必要性という点については、大方お話をしていく中で理解があって、じゃあ、そのビジョンイコール国土計画なのかというようなこともまたその次の話としてはあり得たわけではありますが、この中では広域計画制度と、ブロックの広域計画制度というようなものをお示しする中で、全国計画を指針として、それと踏まえて地域で物を考えていただくという点については、相当の先生方の理解を得られたのではないかなというふうな感じがしております。

それと、地方の主体性をどのような形で取り込んでいくかということについて、その2点については理解を得られたということで、こういう制度になっているわけであります。細部を精緻に見ますと、必ずしも十分であると思えない点多々あります。これから国会審議が始まりますので、私からこういう点が不十分だということを申し上げるのは適切ではないと思いますが、そういう意味で、何ていうか、いろいろまだ課題を残していると思えますが、ある程度の割り切りということで、とにかくこの制度を新しくつくって、新しい計画に着手すると、そのことに価値を置いて、この間やってきたつもりであります。その点については、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

そういうことを前提にして、専門的な話は担当からお答えするとして、まず奥野先生から広域計画制度についてのお話がありました。私も中部と、それから関東と、この新しい整備局のスタートに当たって、そこで仕事をさせていただいておりましたので、そのブロックの中が簡単にまとまるとはなかなか考えられないところも正直あります。で、ここについてだれがリードするんだというようなことが問題になるのは当然だと思っております。1つには、広域的な視野を持っている経済界の方々にもう少しどんどん発言していた

だとか、あるいはブロックのマスコミの方なんかもっといろいろな形での叱咤をしていただくというようなこと、あるいは有識者の方々にもっと頑張ってもらって、もっとオープンな場でいろいろ議論をしていただくということで、ちゃんと議論をして物事の優先度を決めていくと、そういうことをこれからできなかつたらどうするんだと、そういうふうな問題を投げているつもりであります。実際は、国の支分部局だとか、そういう方々が、ある意味で黒子になって調整をするということもある程度の期待ができると思いますし、あるいは全国計画の中で、あるいは全国計画でストレートに示さなくても、広域計画をきちっとした本来の目的に動かすための、さらに指針の指針というか、基本的な考え方とか、ガイドラインとか、そういうものもやはりある範囲で必要なんじゃないかなというふうなことを思っていますので、そういう点を進めていったらどうかと。あと、ブロック計画、相互間の連携、例えば東京と大阪の連携とか、北海道と九州の連携とか、そういう問題も当然あるわけです。ブロックに切って、あとはブロックに全部お任せで済むとは全く思っておりません。したがって、全国計画の中で、もちろんそういうブロック間の競争という関係と連携という関係があるわけでありますので、そこについてはこの国土審議会の中で十分議論をしていただいて、それについての方向性を出していただくということが必要なんじゃないかと思えます。

須田委員からお話があった観光については、いろいろな意味で、東アジアとの関係とか、あるいはその地域社会の話とかで、交流というか、そういう範疇の一番の柱として大変重要なものだと思っております。ですから、お話しいただいたように当然のこととしてずっと流れているという部分があると思えます。そういう意味で、現象的に観光という言葉が出ているところだけが観光だというふうには思っていないということを申し上げておきたいと思えます。

それから、中部におりましたので例えば三重県の話とか、あるいは滋賀県の話とか、そういうことは十二分に意識しているつもりであります。片っ方に三重県は中部でないよという話だけで済むとは全く思っておりませんので、ここは法制度の形の上ではとりあえず重複なしという、これは法制的な議論でそうなっているわけですが、そういうことが前提ですが、実質的には同じメンバーで同じ計画で、実質的には重複に近いような形で制度運用しないとほとんど動かないと思えますし、ブロックの議論をするときにも、準メンバーみたいな形でこんなに階差があるとか、そういうことでは、おそらくこれは文法的に議論そのものがうまくいかないんじゃないかと思っておりますので、その点については十分考え

ていきたいと思えます。

それから、長期性とかグローバリゼーションの話になると、私はちょっと不得意ですので、またご説明を担当からさせていただきたいと思えます。

そして1点、特区の話ですけれども、実は、どちらの意味だということになると、気持的には、今、動いている特区とか、あるいは地域再生とか、そういうものとの連動というようなものでスタートしました。考え方はどういうことかということ、1つには、ここで代表されているのは市町村との連携というか、今、国の趣向で都道府県を公共団体と考えてというか、都道府県を考える部分と、市町村を考える部分というのが、全国計画とか国土計画の世界というのはどうしても都道府県でワンクッションあって市町村になりますけれども、やはり市町村というのを基本的なパートナー、直接的なパートナーとしていろいろ考えていくという点が大事ではないかと。この特区制度とかそういうものが裏にあるのはそういう点があります。そういうことは時代が変わっても大事なことかなということと、それからやはりある程度、この時代の中で、今、市町村の方々、地方の方々から見ると、何を頼りにするかというときに、やっぱり特区とか地域再生、都市再生のほうに行きます。そういうものとの国土計画が不即不離、表裏一体、これはちょっと抽象的であれかもしれませんが、そういうものとして常に国土計画というものが頭にあり、あるいは国土計画の中で打ち出された施策が、例えば次の時代、さらにその次の時代に、こういう形で現実が一番目に見える、ワークする形で、言ってみればこれはそういうものが生み出されていくと、そういうようなものにならないかという動機があるわけでありまして。これは思いでありますので、実際にそんなにうまくいくかどうかわかりませんが、そういうふうな観点がここにはあると。私からお答えするのはそういうことにしたいと思っております。

【中村部会長】 あとつけ足すことはありますか。

【野田国土計画局総合計画課長】 まず、奥野先生から国土軸等の広い事業等についてどうということになっていくのかというお話がございましたけれども、これは全国計画の中でそういうことについて評価をし、どんな形で全国計画の中に書いていけるのかということとを今後検討させていただきたいと思っております。

それから、佐和先生から「空間性」ということでございますけれども、私どもが「空間性」といっているのは、即地的であるということでございます。この辺が、経済学の中でも最近空間経済学というのが出てきておるやに聞いておりますけれども、経済計画に比べると国土計画の場合にはかなり即地的で、事業等の張りつけということが出てくる、その

辺の違いで「空間性」という言葉を使わせていただいていると。

「長期性」につきましては、意味的には長期的ということでご理解をいただければと思います。

それから、「豊かさ」でございますけれども、これについてはいろいろ議論がございますが、私どもは今、指標をどういう形で考えていくかということを検討している最中でございますが、経済的な豊かさも、それから精神的豊かさも含めた、いわゆるウェルビーイングというような考え方に近い形で指標というものを考えていかないといけないと思っておりますし、その関連で行きますと、ご指摘にありました「公正」という考え方につきましても、例えば私どもも人口減少が厳しい地域を切り捨てるという発想は全くございません。そういうところについてどういう形での適切な施策を打てるかということを考えていかなければいけないと思っております。

それから「低投入」につきましては、これは労働力としての低投入という視点でございます。森林・農地を同じ基準で、同じ水準で維持・管理していくことは非常に難しい時代になってきている。そういう中で、将来的にはまたそういうものが活性化する可能性もあるので、例えば今後5年、10年という間、労働力を低投入で維持していく方法がないのかということを検討している、例えば、農地なんかも放牧という形で牛を放つことによって下草を食べれば、そういう状態で置いておけば、かなり早い時期に農地に復活させることができるということでございますので、そういうことで「低投入」という表現を使わせていただいております。

それからもう1点、グローバル化の件でございますけれども、私どもがグローバル化というときには、比較的経済に寄った経済連携のことを視点に置いてグローバル化という言葉を使っております。アンチグローバル化という動きも見ておまして、国内的には例えば歴史、伝統、文化に基づいた地域コミュニティ、地域づくりという視点も非常に重要だと思っておりますので、そういう点も含めて、国内的なそういう、アンチグローバル化と言っているのかどうか分かりませんが、そういう地域的な問題も考えないといけないと考えておるということでございます。

それから井上先生からデータの話がございました。

【中村部会長】 なるべく簡単にまとめてください。

【野田国土計画局総合計画課長】 はい。データにつきましては、町村単位でたまたま見やすい形を出しておりますけれども、1キロメッシュ単位でデータは持っておりますの

で、そういう形で表現することも可能でございます。

以上でございます。

【中村部会長】 千葉の話はよろしいでしょうか。

【音瀬国土計画局参事官】 千葉の話で一言だけ。関東のブロックを政令で定める際に、どうしても抜くことができないエリアということで、首都圏整備法の施行令の中で既成市街地を定めておりまして、その中に横浜、川崎、川口が取り込まれております。したがって、これに沿いましてここに例示させていただきました。ほかの圏域も同じような仕組みでございます。

【中村部会長】 はい、ありがとうございます。なるべくたくさんの委員の方々からご意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。また、事務局からお答えをいただくだけでなく、委員の方々相互の間でも、ぜひディスカッションをお願いしたいと思います。どうぞ。堤さん、お願いします。

【堤委員】 ありがとうございます。今、局長のご方針も伺って大変喜んでおるんですが、実はこの部会はなかなかフラストレテッドな部会でございまして。大変いい議論がいつも行われるんです。しかし、そのおしまいのほうになりますと、非常にサブスタンスにいい議論が、非常につまらないテクニカルな議論で実現を阻まれておりまして、とうとう今日、法案のあれを国会に出されたというお話を聞いて、心から喜んでる次第です。これは感想を特に申し上げたいと。その間、部会長、局長はじめ皆さん、大変ご苦労されたことに特に感謝を申し上げたいと思っている次第であります。

それから2点目は、非常にいい議論をやってきたんです。ただ、考えてみると、この1年、2年の間にぐわっと変わったことがあります。人口減はもうかなり前から入っていますけれども、いよいよ大勢の定年者の出る時代に入ってきましたし、それからこの間、私はある港で、これは最近の資源ブームの影響があるんだと思いますけれども、40隻も船が滞船しているのを見まして、これは船が高いのはしょうがないなと思うような事態でしたが、港をもっとつくれとかという意味ではないんですけれども、港のインフラが不足している、一部の部分で非常に激しく出ているという事態とか、それから、そういうところが私はポイントが少しずれてきた面もあるかなと思っております。したがって、全部見直しというとまた2年、3年かかってしまうので、なるべくこれまでの議論を生かしていただいて、それに最近のどこが変わったんだろうかというところを、大変いいご指摘が幾つかあると思いますので、ぜひそれをご活用いただきながら、法律も一里塚でござい

すから、その先の計画をつくって世に広めていくというのがほんとうの目的だと思いますので、ぜひ、その先も頑張っていたきたいということを申し上げて、ご要望をさせていただきたいと思います。

以上です。

【中村部会長】 はい、ありがとうございました。どうぞ。

【池谷委員】 国土計画の関係でございますけれども、国土形成計画ということで大変ご苦労いただいて、ありがとうございました。これはこれでよろしいかなと思うのですが、ただ、具体にはやはりこの国土利用計画との関係性をどうするかということが最大の課題でございます、ぜひ今後これが空手形にならないようお願いしたいと思うわけでございます。

それから、国土の今後の関係でございますが、この論点の案を見まして、やはり私が大変気になりますのは、今、世界的に持続可能な社会をどうするかということに動いているわけで、この主たる、何といいますか、全体を見ますとやはり20世紀の延長を見ているのかなという感じがするわけでございまして、もう少しきちっと持続可能な社会といふところを強く打ち出していいのではないかと。つまり、一番重要なのは、我々の生活を支えている自然生態系がどうなっているのか、それをどうするのかということが1番でありまして、2番目が経済、つまり第1次産業から第3次産業までをどうするのか、どう持続可能なものに変えていくのかということ。それから三番目は社会でございまして、我々の都市計画及び、何ていいますか、国民の生活のあり方、この辺をどう具体的に提示していくのかということとをきちっとする必要がありますし、まとめ方ももう少しその辺もわかりやすくまとめてもらうとよろしいのかなという感じがいたします。

それからあと1つは、NPOの関係でございますが、これはもちろん今後の重要な国づくりのベースといたしますが、中心をなしてまいります。ここにも話が出ておりますが、例えば経済界を「地域の経済団体、その他多くの」と書いてあるんです。なぜ経済団体が先なのか、それはよくわからないところでございまして、本来であればNGOが先で、で、今度経済界とかが後ろについてくるというのがわかるなという感じがするんです。

それからあと1つ、最後でございますが、バイオネットワークという言葉が出てきます。これは本来、前の国土審議会ではビオトープネットワークですとか、それからエコロジカルネットワークという言葉だったんですが、なぜここでバイオに変えなくてはならないのか、これはちょっとわかりませんが、国際的にはエコロジカルネットワークとかが普通で

ございますので、これはちょっと変えてもらったほうがいいのかなという感じがいたしておりますが。

【中村部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【大川委員】 主要な課題に関する論点ということで少しお話をさせてもらいたと思います。

1つは、人口がこれから減少していくというのは全く間違いのないことなんですけれども、多分その計画の期間との関係もあろうかと思うんですけれども、現実の今の日本全体を見てみると、人口がまだ増加している地域が地方においてもあると思うんです。ところがそのところの町なんかを見てみますと、どうもその周辺あたりがまだもってスプロール化の状態が進んでいて、ここにあるような「美しく快適な環境」というのはもう今なっているのかどうかと、ちょっと実は悩ましいところがあって、基本的には人口が減少していくことは間違いなくて、その中でどうするかという計画が一番大事なんですけれども、まだ人口がひょっとして増加していくところにおけるスプロール化の状態みたいなものもどう考えていくかという1点があるのではないかというのが1つございます。

それからもう1点、地方の主体性の問題ということなんですけれども、これも公共団体等が中心になっていろいろな形で主体的に計画をつくるのはよくわかるんですけれども、今、我々が全体として、実は組織として各地域にいろいろなビジョンづくりという形で我々が作ったビジョンを提示して、いろいろな議論をさせてもらっているところなんですけれども、我々が出している中では、今の地域というのは、やはり世界的に見た形、また地球規模的に見て、現実には競争する状況になってきているという中で、自分たちがその地域をどうやってつくっていくんだという点が非常に必要なんだというように言っております。その中で、やっぱりその地域自身の信頼性というものを自分たちでどうつくっていくかという観点で、主体的な形での行動を起こしてもらうことが一番重要ではないかということを我々は提言させてもらっているところなんです。ここの中の国土政策の中身においても、やはり自分たちが主体的にどういう地域をつくっていくのかというようなことも入れていただけると、よりいいのかなというような感じがいたします。

【中村部会長】 はい、ありがとうございます。どうぞ。

【小早川委員】 私は主として、第1の国土計画についての意見です。先ほど局長から、国土計画が現時点でなお必要か、必要とされているかという観点からのお話もあって、そこをまじめに考えていただく姿勢というのは大事だと思いますが、ただ、いずれにしても、

後のほうで出ていますように、国土政策の課題というのはこれはあるわけで、それを実現するためには国土計画が必要だと考えた場合に、その国土計画の中身をさらにどう実現するかという手法なり手段なりというのはやはり必要で、で、そうなった場合に、今回の国土形成計画と国土利用計画、全国計画の一体性を持った新しい仕組みということは大変重要な意義があって、これは大きな前進だと思います。そう考えた場合に、さらにその一歩を進めて、その国土利用計画の体系との接合を通じて、現実の土地利用について国土計画、国土政策的観点からどれだけのことができるのかということが、やはりその先の問題であるわけだろうと思います。今回の制度改革の議論の中で多少そういうことも出てきているわけで、これは先ほどの資料の中にもいろいろな議論が記録されておりますけれども、例の土地利用基本計画と、その先のいわゆる土地利用5法との関係とか、その辺の問題に今回の議論は発展するかにも見えたわけですが、そこまでは行かない形でおさまっていると。これは一方では、地方から都道府県計画、市町村計画についてあまりうるさいことを言ってくれるなという声があったその結果であるということもこれも十分わかりますが、そのことは私もそれでいいと、これはこれで意義があると、評価できると思いますけれども、ただそれはそれとして、やはり今後の政府全体の課題として、土地利用についての具体的な仕組みのあり方とこの国土計画とをどう接合させるかということは、やはりこれは絶対忘れてはならない話であって、この審議会、あるいは国土計画局で何ができるかということはあるのかもしれませんが、やはり政府全体の課題、宿題としては、できるだけ早い機会にそういった点にも着手していただきたいと思います。

以上です。

【中村部会長】 はい。矢田先生、お願いします。

【矢田委員】 98年にランドデザイン5全総が出て、7年たちました。その中に戦後の国土計画体系を見直すという文章が入っていました。7年かかってここまで到達したということにつきましては、関係者あるいは事務局に大変敬意を表したいと思っております。

私の理解では、その過程で新しい国土計画体系をつくるときの最大の柱が2つありました。1つは国土利用計画法と国土総合開発法との事実上の合体ということをかかなり意識いたしました。もう1つは、全国総合開発計画とブロック法との合体というのを意識しました。大変難産しまして、前者につきましては、計画を同時にして合本するという、ぎりぎりの接点で決着しました。私自身ももう1つ合点がいけないところがあるんですが、最終

的にそういう形になりました。こうした経過はちゃんと認識していただきたい。

もう1つの、全総とブロック法につきましては、地方分権の視点からブロック計画というものを自治体を中心にしてつくって、全国計画との調整を図る。このところは、私も国と地方の役割分担委員会の座長として出した線でまとまりました。しかも、新しい国土形成計画法はこれを軸にして展開しているということで、これも国土交通省及び政府内部の非常に厳しい調整の中でここまでできたことについては、かなり評価したいと思っております。

といいながら、私も10年、20年間九州でブロック計画をつくるのに参画しております、このやり方につきまして、どう実効性を持つのか、局長も非常に難しいということをよくご存知かと思えます。要するに、全く同じ立場の複数の県が統一して1つの計画をつくる。しかも、個人的な資質は別にしまして、県の利益を最大にするために選ばれた人が、県の利益を多少犠牲にしながらブロックの利益でまとまるということは、今までそういう経験がございませんでした。すべて国に任せて調整していただいた。これを、ほんとうの地方自治ということで、自ら調整してくださいという非常に大きな問題を投げかけております。私から見ると、ほんとうにできるのかなと考えざるをえない。金がたくさんあって、開発中心であればできるんですが、金がなくて、もはや開発でないということになりますと、非常に難しい。しかも協議会メンバーは組織代表が主となっておりますので、だれが調整するかということも問題となる。黒子自体も支分局同士の対立がある、国土交通省の地方整備局が全部中心になると、これはまた難しくなる。というところで、この実効性についてはかなりの危惧を持っております。これが成功すれば初めてこの国土形成計画は成功するし、地方分権になるんだと思えます。共通の理念をつくり、プロジェクトで選択と集中をやる。そこまでは言えるんですが、私もどう現実化するかというところに、やっぱり県代表でない、ブロック全体を見られる人の参加が不可欠です。1つはやっぱり経済団体であります。NPOという話ができましたけれども、今まで事実上経済団体が重要な役割を担ってまいりました。あるいは、学識経験者であり、あるいはインフラ系の企業です。JRとか、NTTとか、銀行とか、電力とかです。ですから、協議会だけでなく専門委員会とかいろいろな形でフレキシブルな組織をたくさんつくって、それで包囲していく、そういう形のシステムを作らないと、おそらく自爆すると思えます。あるいは計画策定に成功したブロックこそ重点投資するのも、いい話かと思えます。その辺、法律どおりに型通りに実行して動くともあまり思えないので、法律プラスアルファのところをどう

これから知恵を出していくか、いろいろと配慮していく必要があります。よろしくお願ひ
します。

【中村部会長】 はい。それじゃあ、これまでで、また担当から話をいただいて、それ
でその後に、前の総合開発法のもとでやってこられた星野進保さんあたりから今回の評価
もいただけると大変ありがたいんですが、どうぞ。

【尾見国土計画局長】 すいません。矢田先生がおっしゃった点は全く私はそのとお
りだと思っ
ていまして、それを動かすのにサブシステムというか、そういうのはおそらく非
常に重要になってくるんだろうと思います。それから、やっぱり意識改革というか、もう
10名以上の知事さんなんかにもいろいろお話を聞きましたけれども、私は私で何とかし
のいでやっていく覚悟だけれども、県議会が何とかなるかなとか、市町村はやっぱり言う
ことを聞かないんだよねみたいなことは、正直ベースで言えば当然あるわけです。今、い
みじくもおっしゃいましたけれども、私は開発でお金があるのであれば、今までのシステ
ムでもそれはそのうち何とかなるということでもいいんじゃないかと思いますが、今一番や
っぱり大事なことは、お金がない中で、ほんとうに効果的なお金を使っていけないとどう
しようもないと。例えば九州も、特に日本もそうですが、九州全体の中でやっぱり東アジ
アとの関係で、何ていうか、より重点的にやっていかないと、かの国はものすごいドラ
チックに事態が進行しているという中で、日本の国だけがちょっとぬるま湯につかったよ
うな感じでずっと行けるのかというのが基本的な問題意識ですので、そういう点について
言えば、やっぱり地域でやっぱりそうだよなというふうな形にならないと難しいのではな
いかと思いますが、各論的なお話については、いろいろお知恵をいただいて、我々も勉強
していきたいと思っ
ますし、国の中でもちゃんとそういう話ができないといけないし、事
前の段階でも、いろいろおっしゃたようなことで努力していきたいと思っ
ます。そのとお
りだと思っ
ます。

【中村部会長】 それじゃあ、端さん、それから早瀬さん、お願いします。

【端委員】 日ごろあまり出て来られないので、今日は少し。

今、計画論については矢田先生のおっしゃるとおりで、私も全く同感の意見を持っ
てお
ります。関西でしばしば近畿圏のいろいろなことをやっておりましたけれども、全く同じ
ような状況が出てまいりますので、これはぜひ今のような方向で。

もう1つ、今日のご報告の中の資料の1-1で、今、矢田先生がおっしゃたのは、上の
ほうの、「国と地方の協働によるビジョンづくり」という。もう1つ私はなかなかいい答

えが見つからないのは下の段のほうでありまして、今回は総合開発計画から「開発」という言葉が取れたということで、全体として開発中心からの転換という概念でおさめておられるんですが、どうもこの成熟社会型の計画の中身が何をやるのかがよくわからないんです。開発のかわりに何をやるのかというのは、やっぱりもう一步踏み込んだ議論が必要じゃないかという印象を私は持っている。正直言います、私は大学で今、文化開発論という授業をやっておりまして、実はそういう意味では、私は開発という概念が今や量的な開発から質の開発へ転換しているんだという考え方が1つ。ここにも先ほどから指摘がありますように、地域文化の衰退とか、あるいはコミュニティーの崩壊とか、いろいろな問題が今ありますので、そうした社会システムの新たなる開発を今考えなければいけないという、こういう大きな課題があるはずなのですが、そこから「開発」という言葉をとってしまると、なかなか次にどういうふうに進めていくのかという、ここで見られるような、整備あるいは利用・保全、活用、こういうふうな言葉だけでこのあたりのところの整理がつくのかどうか。せっかく開発中心からの転換ということになったので、今回の原案から見ますと、「形成」というのが1つのキーワードになっているようなので、あえて言えば、開発中心から形成中心へと。形成ってちょっとこれはおかしいですけども、何かそういうふうな明確な方向性のほうが、私たちはこういう問題に取り組みやすいんじゃないかと思っております。そういう意味で、実はこの下の段、矢田先生の計画論と同時に下の段についてももう一段の明確な方向性というのか、そういうのをご検討いただければどうかなと思っております。

以上です。

【中村部会長】 はい。どうぞ。じゃあ、早瀬さん。

【早瀬委員】 今日の資料3の論点の中で、NPOとの連携という言葉があって、私は日本NPOセンターの常務理事もしておりますので、多分このNPOとの連携というときには、大きな焦点としては、1つは参画型の国土管理というか、国土計画、ないしは実地的な国土管理の話があるんでしょうが、そのときに、それはいわゆるマンパワーとしての市民参加ということもあるでしょうけれども、多分もう1つは、地域の中でいわゆる多様性を守っていくというか、少数者を保護していくと。この辺は国際化の中でのNPOの参加で、国際化が受け入れられやすい地域づくりをしていくということにもなってくると思うんです。

もう1件気になるのが、私は少数者云々の関連でいうと、高齢化の進展の話があるわけ

ですが、高齢化というのは、実際は障害者化なんです。日本の身体障害者が300万人ほどいらっしゃるけれども、そのうちの9割は40歳以上です。6割が60歳以上です。今、半年以上寝たきりの状態を過ごしてから亡くなる方が4人に1人いらっしゃいます。ご夫妻のうちの4人に3人は半年以上自分の親が寝たきりになってから亡くなる家族を持つわけです。このことがこれから非常に進む、いわゆる高齢化というとき65歳以上だけで見られていますけれども、実際には75歳以上の後期高齢者がこれから急速に増えるんです。そうすると、その障害者率が非常に高くなるんです。それで何の話をしたいかというと、そうすると、確かに日本の人口は昔々は少なかった時期もあったんだから元に戻るだけの話だということと違うのは、障害のある国民がものすごく増えるんです。そうすると何が起きているかというと、例えば、今、大阪でもそうなんですけれども、ずっと人口の減り続けていた大阪が、今、増えているんです。なぜかということ、都市回帰なんです。それはハンディがある人にとっては都市のほうが暮らしやすいんです。で、何を言いたいかというと、先ほどちょっと総合計画課長からもお話があった、地方は切り捨てません、切り捨てるなんて発想はしません、もちろんそうおっしゃいますよ、必ず。でも、それは下手したら無責任にならないですか。確実に地方のほうが人口は急速に減るんです。そのときに、確かに排除する地域をつくってはいけないんだというのはよくわかりますけれども、ある地域の中で移住が進むかもしれませんよね。そういうインフラがないと非常に暮らしにくくなることは確かで増えるんです、確実に。そのことを、いや、切り捨てませんと言うのは簡単だけれども、現実には自主的にどんどん移動していかれる人たちも増えるかもしれないのに、つまり人口が減る減り方が今回はちょっと違うんです。今回というか、初めてですけれども。だからその辺のところを踏まえたことも、その建前はいいんだけど、どこかで議論しないと、結果的には切り捨てませんと言いながら、実際にはどんどん切り捨てざるを、放棄せざるを得ず、都市に移っていく人たちがどんどん増えたときどうするんだということを、ちょっとほんとはどこかで次に議論しなくてはいけないのではないかなと思っています。

【中村部会長】 はい、よくわかりました。どうぞ、星野さん。

【星野委員】 中村先生からご指名されちゃったものですから、発言させていただきたいと思いますが、私は先生からご指名される前ですと、こんな質問をしたいなと思っていたんです。というのは、これでフレームはできたわけです。要するに、法律改正の原案ができましたから、これは多分議会で何とか通るだろうと思うわけで、通ったときに、それ

じゃあ次が、先ほどからのご議論でも多くありましたが、通ってからがいよいよ本ちゃんなんです。今度のこの形成計画法で何をやるのかねと。今まで審議過程でイメージだとか何とかをいろいろ出していただいたけれども、しょせんはイメージの世界ですから、真剣にあり得るかなと思うとそれほど真剣でもないような気もするんですが、今度のことで、この法律が決まっていることで、私は一番こういう質問をしたいなと思ったのは、全国計画とそれから地方計画協議会ですか、できるというのが、同時決定なのか、全国計画は先行して、地方協議会というのが極端に言えば3年、5年おくれたって構わないのかどうか、そこはどういうふうと考えられるのかということでもあります。そうすると、ブロックのほうは法律廃止法案をするわけですね。現行の法律を片一方は廃止するものですから、空白ができるこれはまた問題だなと。その一番身近なところは、国土利用計画法の全国計画は、形成計画法の全国計画を使うことになるわけです。国土利用計画は残っているわけです。そうすると、それじゃあ、国土利用計画の都道府県計画は全国計画ができないとつながらなくなっちゃうから、形成計画法に基づいた全国計画ができたときに、それまではしばらく現行の都道府県計画でつなげておいて行こうと考えたらいいのかどうか、そこらをどうというふうにつなぐか、つないでしかもその間に新しいものに変えていくということが非常に重要なので、一番イージーゴーイングで行けば、早く全国計画をつくっちゃうことなのかな。非常に乱暴な議論なんですけれども、法律ができたなら全国計画をすぐつくっちゃう。その間に当然地方ともいろいろイテレーションはやるわけですから、だんだんと状況を整えるということにするのか、全国計画だって1年ぐらいはどうしたって作るのにかかっちゃいますから、3カ月や4カ月でできるわけじゃないですから、どうしても時間がかかりますから。そこらの戦略をどうするかというのは今お答えいただかないほうがいいんじゃないかと思うんで、お考えになっていることのおそらくオプションを5つぐらいお持ちで、そのうちのどのオプションを使おうかと一生懸命考えている最中でしょうから。ただ、私は、繰り返して申し上げますと、全国計画と地方計画協議会というのを同時決定しなきゃいけないかどうかというところが、非常に重要なポイントなんだな。むしろ、地方にとっては実際問題としては、全国計画的なものがあって、自分たちがかなりしっかりしたイメージが把握できたほうが、協議会は作りやすいんじゃないだろうかと思うんです。ここは非常にあうんの呼吸は難しいところじゃないかと思うんで、私は現場にいないから今もう感覚がないからよくわかりませんが、1つそこらをよろしく局長さんの敏腕でやってもらいたいと思います。

【尾見国土計画局長】 すいません、答えるなどと言われると答えたくなる性格をしておりまして、申しわけありませんが、一番基本的なことですので、大事なことですので、申し上げておきます。おっしゃるように全国計画をどのぐらいの期間でつくるかということについては、最終的にコンプリートしておりません。ただ、もちろん、省の内外、あるいはいろいろな過程で当然聞かれることでもありますので、一兩年と申し上げています。それは、過去の全総計画の策定にそのぐらいかかってきたという、一方で事実、あるいは、ある意味で今までのようにベクトルが同じだったときじゃなくて、違う局面に行くと、で、幾つかのフレームをできればやりたいと、じゃあ、人口を1つ置くのでも、簡単にじゃあ人口推計の議論だけでいいのか、その川上でいろいろな施策が講じられる可能性があるわけですから、そういうようなものをどの程度織り込んでやっていくかという形になります。これは言うべくして大変難しいことだと思しますので、そういう意味からは、やっぱり一兩年は最低かかるんじゃないかと、こういうふうに申し上げています。で、先ほど出ていた広域計画も、今の全総計画を前提として広域計画で議論していただくと、絞り込むとかそういう話になかなかならないかもしれません。むしろ、全国計画で新しい観点で、やっぱり意識も変えてやっていかなくてはいけないんだということを十分認識していただいて、その上で広域計画協議会の場で議論していただかなければ広域計画も変わりようもないと思いますので、そういう意味では全国計画を打ってからご意見、もちろん準備の段階でいろいろ事実上やっていただくとかということはあると思いますが、そういう意味から言うと、一兩年かかって、さらに広域計画で一年ぐらいかなというような漠たるイメージを持っています。

以上です。

あとの点については、おっしゃったとおり幾つかのオプションを考えております。

【中村部会長】 あと、よろしいでしょうか。じゃあ、生源寺委員、それから小林委員。

【生源寺委員】 1点だけ、例えばというような形のお話になるのかもしれませんがけれども、申し上げたいと思います。

主要な論点ということで、先ほど来、空間性ですとか、分野横断性ですとか、あるいは地域の創意・工夫ということがあって、いろいろな議論があったわけなんですけれども、この中でも極めて抽象的で、どう考えたらいいかわからないんですけれども、しかしこれをだんだん具体的にしていくと、即地性ということになりますと、先ほど、土地利用5法の問題が出てまいりましたし、分野横断性ということになりますと、インフラなり産

業なり、あるいは環境、教育、医療、いろいろな分野があつて、しかもそれに対してそれぞれ府省なり、行政がついているわけです。それから地域振興の立法もいろいろな形で走っていると。その間の調整なり、あるいは必要によっては統合というようなことを問題としては持っているんだろうと思うんです。ところが、これまでのこの種の議論というのは、問題があるよというところまでは行きますけれども、結局それ以降、それよりもう少し前に進むことができなくなつたというところだろうと思うんです。それで、ここからが例えばというような話なんですけれども、この部会なり、あるいは国土審議会がおそらくこの種の問題について一番包括的、総合的に議論、調査、検討できるところだと思いますので、私は農業経済専門ですので、農村なり山村のことを頭に置いてお話をしているんですけれども、それ以外のところでもあるかもしれませんけれども、例えば数は多くなくていいと思いますけれども、地域、市町村なりを選んで、徹底的に総合的な診断をするようなことをしてみてもどうかと。調査は私も農水なり、あるいは国交省なり、そのほかも含めて、いろいろ関与した経緯がございます。ですからむしろ調査はあり過ぎるほどあるような気がいたしますけれども、何といたしますか、制度横断的といいますか、部署横断的な、それぞれの分野の精通者の方がチームを組んで、徹底的に問題点を洗い直すようなことを一度やってみてもどうかと。これは本来総点検の段階でこういうことをあるいは申し上げるべきだったのかもしれませんが、依然として問題はずっとテーブルの上に置かれたままでありますので、今からでも遅くはないのではないかと、こんなふうに思います。私からはその点だけです。

【中村部会長】 はい、ありがとうございました。どうぞ、小林先生。

【小林委員】 先ほどの局長さんのお話とも関連するわけですが、今回のペーパーの資料3の中で、私は注目したかったのは、3の「新たな策定アプローチ」というところです。ここでは、書いてありますように、幾つかのシナリオを提示して課題提起型の計画づくりができないかということです。国土計画について、例えば全国計画をつくるときに幾つかのシナリオをつくるということは、メッセージを明確にある意味で出すということです。全国計画として、この視点をとって、こういうシナリオを幾つか描いて、その中のこれを選択したという意思表示を計画の中ですることになるだろうと思います。そのことが広域地方計画との関係でどのようなメッセージ性があるかということが、おそらく1つ今回の策定プログラムの中では重要な点ではないかと思っております。それと同時に、それでは、このシナリオを提示して課題提起型の計画づくりを行うということと、PIとの関係をど

のようにとらえるかということも1つの課題ではないかと思っておりますし、それから広域地方計画についてもシナリオ型の議論をするのかどうかということも大きな課題ではないかと。その辺は今日のペーパーではよく読めないものですから、計画をつくるプログラムをもう少し明確にしつつ、P Iの議論とシナリオ型の議論の関係を整理するということがぜひ必要ではないかと思っております。

それともう1点は、私はずっと国土利用計画との絡みでいろいろ議論してきた経緯がございますので、今回、法の一体化はできなかったわけですが、一体的、一体作成という議論があって、一体作成は先ほど合本と閣議決定だと、同一だというご説明がございましたけれども、やはりプログラムとして一体作成でないといけないのではないかと思っております。今日、今日の国土政策の方向と主要な課題のかなりの部分が国土利用計画にかかわる課題が出てございますので、その辺のプログラム、両者の策定のプログラム、内容を調整するプログラムをやはり考えていく必要があるだろうと考えております。

以上です。

【中村部会長】 はい、ありがとうございました。あと1つぐらい。はい、どうぞ。

【平野委員】 今度の法案で、海域の利用ということを法定化されたというのは大変評価しております。このことについてはずっと私は訴え続けてまいったので、関係各位のご努力に対しまして感謝申し上げます。と同時に、これから大変だなと思うのは、今後の検討課題、論点にもありますけれども、これを一体どういうふうにするかという点、あるいは利用計画にきちっと盛り込んでいくかということでもあります。特に、海域の保全ということですが、これはこの参考資料の経済水域の絵がありますけれども、これを保全しようとしても、ここに赤で書いてあるような海底調査等をやったら自動的にというわけではないわけです。これは国際問題ですから、国連で、日本がデータを出せばそれでよろしいということになるのではなくて、一体これが大陸棚か否かということは学術論争をやって初めて決定するような代物ですから、それに対して日本政府全体としてやっていかなければなりませんね。これは今、海上保安庁が中心で調査をやっておりますけれども、こういったことを、これからの計画の中でどうするかという問題があります。それから現在沖ノ鳥島は、中国はこれは認めないと言っているわけです。したがって、沖ノ鳥島の周辺海域というものは、彼らは今、調査船で自由にやっておるというような状態なんです。これに対して一体、今、実は実効的、支配的なことは少々やっております。これは観測器機を置いてデータを取ったり、年に1回ずつぐらい、その研究機関と国土交通省の河川局ですよ、

河川局の方が船に乗って1回メンテナンスに行くという程度の話なんです。こういったことは費用がかかる割合には、ここに住民がいるわけでもありませんから、この予算難のときに一体これからどう考えていくかという問題があります。こういうことは実は目立たないんですが、国益の問題、主権の問題ですから、国土計画とか利用計画にしっかりこれは入れていただきたいという願いをしておきたいと思います。

【中村部会長】 はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。一言。

【尾見国土計画局長】 先生からお話があった点は、私は大変重要なことだと思ひまして、この計画の実効性なりをどうするかと、付随していろいろなことをやっぱりやらないといけないわけですが、それをやっぱり1つ1つではなくて、トータルに一体どういうふうに作用して、どこに問題があるのかという視点は非常に大事だと思いますので、ちょっと並行して、各省の協力も得て、勉強できれば大変ありがたいなと思います。それから、新たな策定アプローチ、実はこここのところはこんな計画があるのかと、要するに複数のシナリオ、課題提起型ということは、もしかしたら決められないかもしれないというような思いを半分持ちながらです。そんなもので計画になるのかという気持ちが半分あって、しかし、大変ここはハードだなと思ひながら、ここはちょっと煮詰まっていけないというところだと思います。ですから、複数の案を出してどれがいいですかという人気投票をやるわけではないと思ひますけれども、しかし、そこがどうなるかによって、このやる中身とかが随分変わってくるだろうという感じもしますので、ほんとうに不透明な時代で、この中の議論でそういうことを明確に決め切れるかという感じがまだちょっとあるということの裏返しになっているわけで、こんなようなやり方はやっぱりおかしいということになれば、これは撤回をいたしますし、ここはなかなか難しいなと思ひます。この後の計画づくりの中で、そのフレームの話、シナリオの話、ほんとうに収れんできるような議論ができるかどうか、それによって決めていきたいと思ひます。

【中村部会長】 はい、ありがとうございました。

ともかく、随分長い期間で紆余曲折を経て、ようやくここまでたどり着けました。まだまだやらなければいけないことがたくさんあると思ひます。それから、さっきから出ていましたブロック圏の問題等々、この審議会がより大きな役割を負うようなことも多くなるのではないかと思ひます。今日いただいたご示唆を、また事務局の中でもさらに検討を加えていただこうと思ひます。

予定の時間となりましたので、これで本日の調査改革部会を終えたいと思ひます。次回、

国土政策の方向と主要な課題につきましてはもう一度ご議論をいただいて、それで事務局で論点として取りまとめていただくということになろうかと思えます。

それでは、事務局から何か連絡がございましたらどうぞ。

【岡田国土計画局総務課長】 次回でございますけれども、今後の国土政策の方向と主要な課題に係ります論点につきまして、改めてご議論をいただくことを予定しておりますが、その開催日程につきましては、日程が決まり次第ご連絡をさせていただきたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

【中村部会長】 どうもありがとうございました。

閉 会